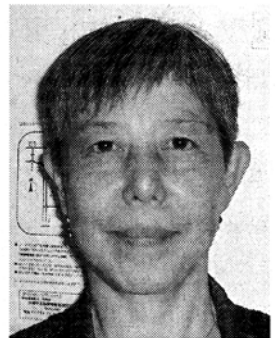


基本合意の積極的な意義

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす京都の会・事務局長 池添 素さん



障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名は1月7日、協議を重ねてきた国(厚生労働省)が「今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くす」と約束したため、「基本合意」(以下、文書)を厚生労働省で結びました。全文2000字ほどの短文ですが、障害者運動が実現した画期的で大きな成果となりました。08年10月の第1次一斉提訴(京都からは福知山の稲継学さん。第2次提訴は09年4月、京都では8人)から15カ月、文書をなぞりつつ、これからの取り組みを考えます。

実は、この前文に、文書が持つ積極的な意義があらわされています。「今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束した」と文書は述べていますが、ここに核心があります。文書は訴訟運動のゴールです。同時にスタート台でもあります。

ところで、文書にはいくつかの特徴があります。

第1は、自立支援法を作るときに国は重大な誤りを犯したとして、それを謝り、新しい法律を作るとき

の反省点としていることです。「障害者の意見を十分に踏まえることなく」「応益負担(定率負担)の導入等を行った」「混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」と「反省」をしています。

第2は、原告が一致して求めていた応益負担原則を廃止して、自立支援法に代わる法律の策定を明言していることです。「応益負担(定率負担)制度を廃止し、遅くとも2013(平成25)年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施」「憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援」となっていますが、障害者施策に憲法や基本的人権が謳われるのも異例のことです。

第3は、国が発足させることになっていた、今後の障害者施策の検討のルールを敷いたことです。訴訟運動がぎり開いた成果でもありません。

「新たな総合的な福祉法制」をめざす動きは、文書後急ピッチで進んでいます。その中で、私は以下の3点が大切だと考えています。

第1は、検討の基礎に「基本合意」を置くことです。新政権には、今のところ、文書以上の障害者福祉に関するものはありませんし、これ以上

のものが出てくることも考えにくいでしょう。その意味でも、「基本合意」を、障害者福祉と関連させた学習運動が大切ではないでしょうか。

第2は、障害者施策を自己責任論から解き放ち、構造改革路線と手を切ることです。自立支援法も、金のかからない障害者施策をめざしていました。「自立支援」ではなく「人権保障」こそが求められています。

第3は、障害者施策を国民共通の課題と位置づけなおすことです。障害分野にしか通じない理屈は時代遅れです。財源論も含めて、国民に理解される施策が必要です。

文書は、この「基本合意」が実現しているかどうかを確かめるための定期協議も約束しています。そういう意味では、私たちの本当の歩みは今始まったと言えるのではないのでしょうか。